環境審議会環境審議会環境課

概 要

環境の保全に関する基本的事項について調査審議する区長の付属機関です。

内 容

調査審議事項

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
- 3 1、2に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

委員構成

学識経験者4人以内、区民及び事業者7人以内、区議会議員3人以内で構成されています。

任期は2年です。

根拠法令等

港区環境基本条例港区環境審議会規則

事業開始時期

平成 10 年 4 月

事業の実施状況(令和5年度)

開催日	内 容
令和5年7月27日(木)	・「港区環境基本計画」の改定に係る基本的な考え 方について(答申)
令和5年12月25日(月)	・「港区環境基本計画」(令和3年度~令和8年度) 令和5年度改定版(素案)について・港区環境基本計画の進捗状況について・港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)の進捗状況について
令和6年3月26日(火)	・「港区環境基本計画」令和5年度改定版について ・令和6年度の取組について

1 港区の環境アセスメント制度

概 要

大規模ビルの新築などの開発事業の際には、都市の生活環境の保全や創造への十分な配慮、事業の計画・実施に当たって区民の意見が適切に反映されることが必要です。

環境影響調査及びそれに伴う事後調査の手続を定めることにより、事業の計画・ 実施に際し都市の生活環境の保全及び創造について適切な配慮がなされ、区民の健 康で快適な生活を確保することができます。

港区は、23区で唯一、独自の制度を定めており、事業者が自主的に実施する環境 影響調査等を確認し、指導しています。また、平成25年3月に、ビル風対策を強化 するため「港区ビル風対策要綱」を制定しました。

区民の参加

(情報の提供)

事業者が作成する環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書及び事後調査報告書は、その都度、環境課、各総合支所、三田図書館及びホームページ上で縦覧又は閲覧に供されます。

(区民意見の提出)

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都 市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

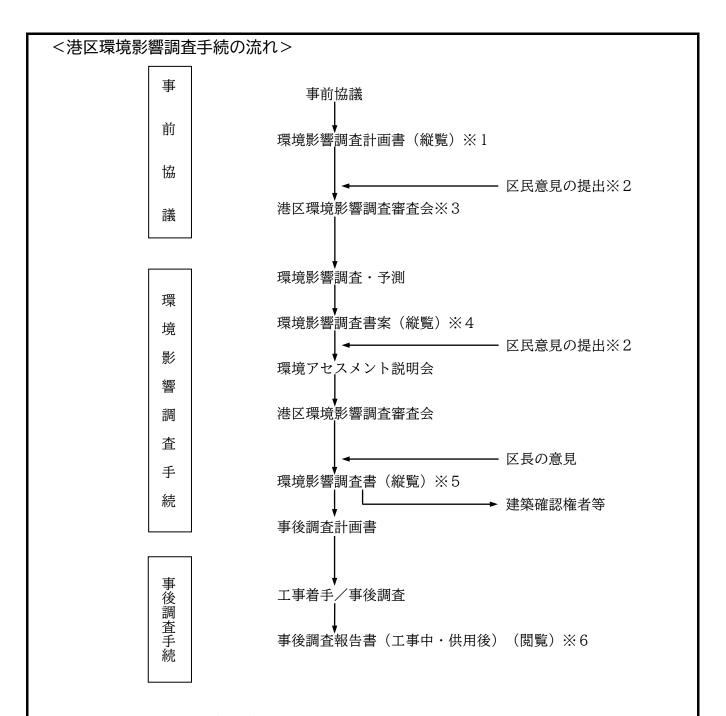
内 容

対象事業は、建築基準法上の建築物の新築で、延べ面積5万㎡以上(駐車場を含む。)のものです。

調査項目は、地域や建物の特性及び区民の意向等を考慮して下記の項目から選定します。

表 1 環境調査項目

環境要素	環境調査項目
① 交通	自動車交通量、歩行者交通量、駐車場、自転車・自動二輪 車駐車場、交通安全
② 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル、地球温暖化の防止・エネルギー利用、ヒート アイランド現象の緩和
③ 大気	大気質、臭気
④ 水・土	水利用、排水、雨水、地形・地質(地盤沈下、地下水等を 含む。)、土壌汚染
⑤ 静穏	音、振動、低周波音
⑥ 建造物影響	電波受信状態、風、日照、光
⑦ 植物・動物	緑、生物・生態系
⑧ 景観	都市景観
⑨ 史跡・文化財	史跡・文化財
⑩ 地域貢献等	地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民 への説明、有害生物への対応、その他



※1 環境影響調査計画書(縦覧)

事業者は、対象事業を計画したときは、計画内容に基づき、表1の調査項目について環境影響調査計画書を作成して、区長に提出します。また、事業が複数の街区にわたる場合には、複数の街区全体で環境に配慮した調査項目を選定します。区長は環境影響調査計画書を縦覧し、区民の意見を求めます。

※2 区民意見の提出

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書及び環境影響調査書案について、都市の生活環境 の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

※3 港区環境影響調查審查会

環境影響調査に関する事項等を審査するため学識経験者で構成する「港区環境影響調査審査会」 を設置しています。審査会は、環境影響調査計画書の内容や区長が環境影響調査書案に対する意 見を作成するに当たり、専門的見地から意見を述べます。

※4 環境影響調査書案(縦覧)

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響調査計画書に基づく区との事前協議等を経た上で、環境影響調査書案を作成し、区長に提出します。その後、縦覧、住民説明会を実施し、区民の意見を求めます。

※5 環境影響調査書(縦覧)

事業者は、区長及び区民の意見を踏まえて、環境影響調査書案に検討を加え、環境影響調査書 を作成し区長に提出します。

※6 事後調査報告書(工事中·供用後) (閲覧)

事業者は、事後調査計画書を作成し区長に提出します。そして、事後調査計画書に基づき工事中及び供用後に調査を実施し、事後調査報告書を区長に提出します。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況(令和5年度)

環境影響調査計画書の縦覧事業件数 3件環境影響調査書案の縦覧事業件数 2件環境影響調査書の縦覧事業件数 2件事後調査報告書(工事中・供用後)の閲覧事業件数 4件

2 東京都の環境アセスメント制度

東京都の環境アセスメント制度は、東京都環境影響評価条例に基づき実施しており、東京都が指定する一定規模以上の事業の計画に対しては、計画段階における環境 影響評価手続を実施しています。対象事業は、道路の新設、飛行場の設置、発電所又 は送電線路、廃棄物の処理施設の設置又は変更、高層建築物の新築などです。

<都民の参加>

(1)情報の提供

事業者が作成する「環境配慮書(計画段階)」及び「評価書案」の内容を周知するため縦覧期間中に説明会を開催し、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」、「環境影響評価書」は縦覧に供され、「事後調査計画書」及び「事後調査報告書」を公表しています。

(2) 意見の提出等

都民は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、環境保全の見地から意見を提出することができます。また、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」及び「環境影響評価書案に係る見解書」について、都民の意見を聴くため、「都民の意見を聴く会」を開催します。なお、知事は、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」及び「環境影響評価書案」について、区長の意見を求めることとなっています。

3 国の環境アセスメント制度

国の環境アセスメント制度は、環境影響評価法に基づき、規模が大きな道路、空港等の13種類の事業を対象としており、その手続は、東京都環境影響評価条例に定められています。「環境影響評価方法書」、「環境影響評価準備書」及び「環境影響評価書」により、事業の実施に伴う環境影響について、広く情報提供が行われ、意見がある場合は、意見を述べることができます。

設置の目的と役割

港区環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱に基づき事業者から提出された環境影響調査書等に関する事項を審査します。

審査会は、区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的な見地から意見を述べます。

審查事項

- 1 環境影響調査計画書、環境影響調査書案及び事後調査に関すること。
- 2 その他環境影響調査に関すること。

審査会の委員構成

審査会は、学識経験を有する9名以内で構成されています。委員の任期は2年です。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱港区環境影響調査審査会要領

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況(令和5年度)

審査会開催回数 2回

※ 環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱の対象となる規模(延べ 面積5万㎡以上の建築物の新築)の事業について、事業者が環境影響調査計画 書、環境影響調査書案等の審査対象となる図書を区に提出したときに開催され ます。

地域環境美化・みなとタバコルール推進

概 要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ 区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。

内容

1 港区環境美化推進協議会及び表彰

環境美化の推進や、喫煙による迷惑を防止するために必要な事項を協議する組織です。区 民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

また、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に貢献した区民等、事業者及び地域活動 団体等を表彰しています。平成 30 年度から、みなとタバコルールの推進に貢献した事業者 及び地域活動団体を表彰するみなとタバコルール賞を創設しました。

【港区環境美化推進協議会活動状況】

年度	開催日	内 容
	令和5年6月7日	・令和5年度みなとタバコルールの取組について ・「清潔できれいなまち」の実現に向けた取組について ・令和5年度港区環境美化推進協議会表彰審査について
5	令和5年12月7日	・令和5年度表彰の被表彰候補者の決定について ・環境美化活動の取組について ・各地区協議会の活動について ・委員所属団体の活動報告について

【表彰団体等】

年度	部門	賞	受賞者名
	個人		木原 桂子氏
5	団体(地域団体)	環境美化表彰	麻布上笄町会
	5 団体 (法人)	· 宋·兄·大· 旧·汉宇〉	圓林寺
			サイオス株式会社 SIOS Sustainability Project

2 みなとタバコルール

平成 15 年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施してきました。平成 26 年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちを目指し、取組を行っています。

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ① たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ② 喫煙してはならない (指定喫煙場所を除く。)。
- ③ 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

- ④ 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないよう、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤ 従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

区民・来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っています。



■駅のポスター掲示



■配電ボックスの啓発表示



■街頭ビジョン





■路面シール



■喫煙場所シール



■巡回指導員

(1) 指定喫煙場所

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、指定喫煙場所を設置又は 指定しています。

令和6年4月1日現在 指定喫煙場所数 105か所(屋外 32か所、屋内 63か所、 屋外密閉型 10か所)



■品川駅港南口港南ふれあい広場指定喫煙場所 (加熱式たばこ専用エリア併設)



■新橋駅前SL広場指定喫煙場所(屋外密閉型)

(2) 屋内喫煙場所設置費等助成

平成25年4月1日から一般開放可能な屋内喫煙場所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成しています。平成27年度から、維持管理に係る経費の助成も開始しました。

年 度	元	2	3	4	5
設置費 助成件数(件)	2	1	8	3	5
維持管理費 助成件数(件)	12	14	17	24	29

3 環境美化推進重点地区

吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域や、区民、事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいる地域を、環境美化推進重点地区に指定し、標示板の設置等、吸い殻等の散乱を防止する施策を重点的に実施しています。

赤坂田町通り地区	青山通り地区	六本木交差点周辺地区
大門通り地区	新橋SL広場周辺地区	

4 環境美化推進員

地域の環境美化活動を積極的に行っている区民へ、清掃用具や着用品の貸出し・保険の加入などを支援しています。

5 ごみ拾いSNSを活用した環境美化活動の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、人々が密集・密接を避け、参加者が一堂に会しない形式での環境美化活動を推進していくため、令和2年度からごみ拾いSNS「ピリカ」の活用を開始しました。また、令和3年7月から港区内で行われるごみ拾いを「見える化」するため、港区版「ピリカ」ウェブページの運用を開始しました。

令和5年度は、4月、11月にごみ拾いSNS「ピリカ」を活用したクリーンアップキャンペーンを実施しました。









■ 芝・赤坂・高輪・芝浦港南地区総合支所が行ったごみ拾いSNS「ピリカ」への投稿

令和5年度に実施したイベント・キャンペーン

令和5年4月	2023 春のみなとクリーンアップキャンペーン
令和5年11月	2023 秋のみなとクリーンアップキャンペーン

6 各地区での環境美化活動推進の取組

地域の区民、団体、事業者及び関係行政機関からなる「各地区環境美化活動推進協議会」 が各地区で、パトロールや清掃、キャンペーン活動など自発的な活動を行っています。

【各地区環境美化活動推進協議会】

名 称	設置年月日
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	平成16年4月1日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成16年4月1日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成16年4月1日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成16年5月14日 ※平成18年5月12日付、高輪地区生活安全活動推 進協議会から名称変更 ※平成22年5月11日付、高輪地区生活安全・環境 美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成16年4月1日

【令和5年度各地区環境美化活動推進協議会活動状況】

- (1)協議会 第1回 R5.7.5 第2回 R6.2.7
- (2) 幹事会 第1回 R5.6.28 第2回 R6.2.1
- (3)活動内容
 - ①「芝地区クリーンキャンペーン~路上喫煙ゼロのまち!~」

(計10回·3,472名参加)

芝地区内の主要駅周辺にて、午前8時から午前9時30分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消しなどを実施

R5.4.13 浜松町駅・大門駅周辺 266 名参加

R5.5.11 芝公園駅·赤羽橋駅周辺 186 名参加

R5.6.8 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 312名参加

R5.7.13 内幸町駅・御成門駅周辺 249 名参加

R5.9.7 新橋駅・内幸町駅周辺 405 名参加

R5.10.12 田町駅・三田駅周辺 431 名参加

R5.11.9 虎ノ門駅・神谷町駅周辺 379 名参加

R5.12.7 浜松町駅・大門駅周辺 342 名参加

R 6. 2.15 田町駅・三田駅周辺 390 名参加

R6.3.7 新橋駅・内幸町駅周辺 512名参加

② 地域内の連携を図る取組

ア キャンペーンに3年間継続して年間2回以上参加した8事業所に感謝状を贈呈

イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置

参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載

- ウ 参加事業所に事務局の役割を分担(会場受付・活動用品の準備等)
- ③ 「小学校の通学路点検」活動状況

御成門小学校(R5.5.31、R5.11.1)

芝小学校 (R5.4.24、R5.10.12)

赤羽小学校 (R5.6.21、R5.10.24)

-34-

(1)協議会(全体会) 第1回 R5.6.28 第2回 R6.3.14

(2)活動内容

- ① 生活安全分野
 - ア 高齢者見守り講習会

麻布地区の高齢者を悪質商法から守るため、悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等を学ぶ講習会を開催 R5.6.28 麻布区民協働スペース 31名参加

イ 防犯勉強会

女性が安全で安心・快適に利用できる港区ならではの清潔できれいな公衆便所 のあり方についてお話をうかがう勉強会を開催

R6.1.16 麻布区民協働スペース 22 名参加

ウ 安全で安心できる麻布をめざす研修会 令和6年度から令和8年度の港区生活安全行動計画の理念と内容を学び、その 実現のため協議会としてどう活動するかを考える研修会を開催 R6.3.14 麻布区民協働スペース 21名参加

② 環境美化分野

ア クリーンアップキャンペーン(六本木)

六本木交差点周辺にて、清掃活動、まちの安全安心のためのルール「六本 木安全安心憲章」や「みなとタバコルール」のPR、落書き消去を実施 第1回 R5.10.24 61名参加

第2回 R6.3.13 46 名参加

イ クリーンアップキャンペーン(麻布十番)

麻布十番駅周辺にて、清掃活動、「みなとタバコルール」のPR、落書き消 去を実施

R5.11.21 72 名参加

ウ 子どもたちとの落書き消去活動

南山小学校周辺にて、南山小学校3年生の子どもたち60名と協力し小学校 付近の落書きを消去

R5.12.14 28 名参加

※令和6年2月6日に麻布小学校周辺にて麻布小学校3年生とも活動を予定していましたが、雪のため中止となりました。

(1)協議会 第1回 R5.6.15 45名参加 第2回 R5.11.14 53 名参加

第3回 R6.2.27 49 名参加

(2) 地域安全講習会 R6.2.27 49名参加(第3回協議会の中で開催)

(3)活動内容

① 生活安全パトロール活動状況(計16回241名参加)

R5.4.24(19名) R5.5.22(17名) R5.6.1 (19名) R5.6.26(19名) R5.7.25 (20名) R5.8.3 (10名) R5.10.20(10名) R5.10.24(10名) R5.11.15(10名)

 R5.11.28 (11 名)
 R5.12.13 (12 名)
 R5.12.14 (11 名)

 R6.1.23 (18 名)
 R6.1.29 (19 名)
 R6.3.13 (21 名)

 R6.3.14(15名)

② 「地域清掃活動」への参加

毎月第2・4金曜日 午前9時~ 青山表参道商店会 毎月第2金曜日 午前9時~ 青山三・四丁目商店会 毎月第2・4金曜日 午前9時~ 青山外苑前商店街振興組合

毎月第3金曜日 午前 10 時~ 青山一丁目町会

毎月第2・4水曜日 午後12時15分~ エスプラナード赤坂商店街振興組合

赤坂通り商店会 毎月第1水曜日 午後5時~ 毎月第1金曜日 午前9時~ 赤坂地区総合支所周辺 午前8時30分~ グリーンバード TBS 毎月第2火曜日 毎月 15 日 午前 10 時~ 南青山一丁目町会

③ 「赤坂青山 美しいまち マナーのまち」キャンペーンへの参加

日	程	実施場所	日	程	実施場所
4月	27 日	溜池山王駅	11月	16 日	赤坂駅
4月	28 日	青山一丁目駅	11 万	24 日	表参道駅
E 13	25 日	赤坂見附駅	10 🖽	21 日	溜池山王駅
5月	26 日	外苑前駅	12月	22 日	青山一丁目駅
6月	22 日	赤坂駅(雨天中止)	1月	25 日	赤坂見附駅
0万	23 日	表参道駅	1万	26 日	外苑前駅
9月	28 日	溜池山王駅	2月	8日	赤坂駅
3/7	29 日	青山一丁目駅	4万	9日	表参道駅
10月	26 日	赤坂見附駅	3月	7日	溜池山王駅
10万	27 日	外苑前駅	ン フ	8日	青山一丁目駅(雨天中止)

④ 「社会を明るくする運動」への参加 令和5年7月17日 午後1時~午後3時

⑤ 落書き消去活動 落書き発見作業 5回

落書き消去活動 0回

(1) 協議会総会 R5.5.16

(2) 部会長会 R5.4.6 R6.3.15

(3)活動内容

部会活動(4部会に分け活動)

① パトロール専門部会

ア 夏の夜間パトロール (全8コース実施 127名参加)

第1回 R5.7.24 (2コース実施 28名)

第2回 R5.7.25 (2コース実施 40名)

第3回 R5.8.28 (2コース実施 25名)

第4回 R5.8.29 (2コース実施 34名)

イ 落書き消しキャンペーン

R5.10.30 (28名)

ウ あんしん・きれい (防犯) パトロール (全4コース実施 85名参加)

第1回 R5.12.11 (2コース実施 46名)

第2回 R5.12.12 (2コース実施 39名)

エ 春のパトロール (全2コース実施 27名参加)

第1回 R6.3.4 (2コース実施 27名)

第2回 R6.3.5 (雨天中止)

② 道路・公園専門部会

通学路点検(合計 185 名参加)

高輪地区内の小学校の通学路点検を教育委員会事務局、道路管理者(まちづくり 課)、交通管理者(三田・高輪警察署)、学校、PTA、地元町会等と春・秋の2 回実施

・白金小学校 R5.6.6 (21名) R5.10.12 (19名) ・白金の丘小学校 R5.6.14 (25名) R5.11.7 (32名) ・御田小学校 R5.6.28 (30名) R5.11.1 (21名) ・高輪台小学校 R5.5.11 (22名) R5.11.13 (15名)

- ③ 自転車・バイク対策専門部会
 - ア 自転車交通安全対策イベント
 - ・春の交通安全啓発活動

R5.5.17 (24名)

・秋の交通安全啓発活動

R5.9.27 (15名)

・高輪交通安全フェア

R5.9.23(1名)

· 交通安全教室

R5.11.11(4名)

- イ 自転車損害賠償保険啓発活動
 - ・品川駅高輪口第二暫定自転車等駐車場及び白金高輪駅自転車駐車場にて、区 民交通傷害保険・自転車ヘルメット助成周知チラシを計35枚配布

R6.2.7 (1名)

R6.2.28 (3名)

・高輪地区にある計 12 か所のマンションに対し、区民交通傷害保険・自転車へルメット助成周知チラシを計 1,017 世帯へポスティング R6.2.14 (3名)

高輪地区生活安全・環境美化協議会

④ 環境美化専門部会

- ア 環境美化活動・キャンペーン
 - ・品川駅みなとタバコルール&クリーンアップキャンペーン R5.11.16 94名参加
 - ・コラボクリーンアップキャンペーン
 - R5.4.20 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 32 名参加
 - R5.7.28 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 34名参加
 - R5.9.14 白金商店会 58 名参加
 - R6.1.14 新広尾町三丁目町会 18名参加
 - R6.3.12 高輪ゲートウェイエリアマネジメント 雨天中止
 - ・クリーンアップ
 - R5.5.25 白金高輪駅周辺クリーンアップキャンペーン 28 名参加
 - R5.6.30 白金台駅周辺クリーンアップキャンペーン 23 名参加
 - R5.10.25 高輪台駅周辺クリーンアップキャンペーン 34 名参加
- イ 打ち水
 - 猛暑のため、子どもの健康面等安全面に配慮し、中止
- ウ 文化財周辺クリーンアップキャンペーン R5.11.13 102名参加
- 工 講習会
 - R6.2.22 港清掃工場の見学 8名参加

- (1)協議会 第1回 R5.4.20 第2回 R5.9.7 第3回 R6.3.28
- (2)活動内容
 - 生活安全活動
 ア 防犯パトロール

※実施なし

② 環境美化推進活動

ア クリーンアップキャンペーン(地域清掃活動)

第1回 R5.5.18 港南地区 80名参加

第2回 R5.6.15 芝浦・海岸地区 雨天のため中止

第3回 R5.7.13 台場地区 40名

第4回 R5.9.28 芝浦·海岸地区 85名参加

第5回 R5.11.16 港南地区 90 名参加

第6回 R5.12.14 台場地区 45名参加

イ みなとタバコルール啓発活動(クリーンアップキャンペーンと同時開催)

第1回 R5.5.18 港南地区

80 名参加

第2回 R5.6.15 芝浦・海岸地区 雨天のため中止

第3回 R5.7.13 台場地区

40名

第4回 R5.9.28 芝浦·海岸地区 85名参加

第5回 R5.11.16 港南地区 90 名参加

第6回 R5.12.14 台場地区 45名参加

- ウ みなとタバコルール一斉キャンペーン R5.11.16 品川駅港南口港南ふれあい広場・こうなん星の公園 90名参加
- ③ 防犯研修会(地域安全講習会) ※実施なし

根拠法令等

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく表彰実施要綱

港区屋内喫煙場所設置費等助成要綱

港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱

民有地の不法投棄物対策支援事業

各総合支所協働推進課 環境課

概 要

民有地に放置された不法投棄物を区が回収、処分するとともに再発防止策の支援 を実施することで、区民の生活環境を確保します。

内 容

- (1) 民有地に放置された不法投棄物の回収、保管及び処分
- (2) 不法投棄物を投棄されないための再発防止策の支援

根拠法令等

港区民有地の不法投棄物対策支援事業実施要綱

事業開始時期

令和5年4月

事業の実施状況

年度別申請件数

(単位:件)

項目	地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
申請件数	5	19	23	20	8	6	76

(1) 工場・指定作業場

環境課

概 要

事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、一定規模以上の工場・指定作業場には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」といいます。)により、規制基準の遵守と届出等手続が義務付けられています。 区では、環境確保条例に基づく「工場」の設置認可申請、「指定作業場」の設置届出などの受付・審査を行い、騒音・振動などの規制基準を守るよう指導を行っています。

内 容

工場

定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場並びに 2.2kW 未満であっても一定の作業(印刷、製本、金属の打抜き・切断、ドライクリーニングなど)を常時行う工場が規制対象です。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)認可申請が必要です。

指定作業場

20 台以上の自動車等の駐車場、ガソリンスタンド、ボイラーなどを有する事業場が規制対象です。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)届 出が必要です。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 地区別工場・指定作業場数

(令和6年3月31日現在)

地区 区分	工場	指定作業場
芝	173	572
麻 布	131	288
赤坂	38	306
高輪	240	217
芝浦港南	75	254
計	657	1,637

2 年度別工場・指定作業場数

rs		
年度	工場	指定作業場
元	707	1,647
2	696	1,657
3	679	1,615
4	670	1,618
5	657	1,637

3 年度別工場設置・変更件数

年度	設置認可	変更認可	
元	3	0	
2	3	0	
3	3	0	
4	4	1	
5	2	0	

4 年度別指定作業場設置・変更件数

年度	設置届	変更届
元	20	7
2	31	0
3	19	8
4	30	3
5	34	7

公害の規制・指導

(2) 特定施設(騒音規制法・振動規制法)

環境課

概 要

騒音規制法・振動規制法では、一定規模以上の出力がある送風機や印刷機械など を「特定施設」と定め規制の対象としています。特定施設を設置又は変更しようと する設置者は、事前の届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。

内 容

主な特定施設(特定施設を設置する工場又は事業場を「特定工場等」といいます。) 【騒音規制法】

- ・金属加工機械(圧延機械、プレス機、切断機など)
- ・空気圧縮機及び送風機
- ・木材加工機械(丸のこ盤、かんな盤など)
- ・印刷機械 など

【振動規制法】

- ・金属加工機械(プレス機など)
- ・圧縮機
- ・木材加工機械(ドラムバーカーなど)
- ・印刷機械 など

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 地区別特定工場等(令和6年3月31日現在) 2 年度別設置・廃止届出件数

地区	騒音規制法	振動規制法
芝	562	70
麻布	209	33
赤 坂	269	7
高輪	157	50
芝浦港南	227	48
計	1,424	208

区分	騒音規制法		振動規制法	
年度	設置	廃止	設置	廃止
元	25	13	0	3
2	20	10	2	4
3	13	22	0	6
4	34	22	3	10
5	23	14	1	2

(3)特定建設作業

環境課

概 要

騒音規制法・振動規制法では、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として政令で定めています。

内 容

主な特定建設作業

【騒音規制法】くい打ち機、さく岩機(ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカーなど)、空気圧縮機などを使用する作業

【振動規制法】くい打ち機、ブレーカー(ジャイアントブレーカーなど)など を使用する作業

※一部対象とならない作業もあります。

特定建設作業の勧告基準(通常作業の場合)

・基準値(敷地境界) 騒音:85dB以下 振動:75dB以下

・1日の作業時間 10 時間以内・連続作業の期間 6日以内

・作業の時間帯 午前7時から午後7時まで

・夜間・深夜・日曜・祝日作業禁止

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、事前の届出が義務付けられています。

また区は、解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、届出を行う施工者に対し、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数(令和5年度)

区分 地区	騒音規制法	振動規制法
芝	182	132
麻 布	169	109
赤坂	122	87
高 輪	103	73
芝浦港南	89	53
計	665	454

2 年度別届出件数

区分 年度	騒音規制法	振動規制法
元	673	469
2	587	396
3	640	423
4	608	402
5	665	454

(4) アスベスト (石綿)

環境課

概 要

アスベストを含有する吹付け材・保温材等が使用されている建築物等の解体・改修工事の施工に当たっては、事前の調査・届出及び飛散防止措置が義務付けられて おり、区では規制・指導を行っています。

内 容

建築物等の解体等に当たっては、アスベストの使用の有無を事前に確認し、アスベスト含有建材の使用がある場合は、関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト 飛散防止策を図る必要があります。

また、届出要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工者は、事前の届出が必要です。

区では、独自に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定め、 工事施工者にアスベスト事前調査結果報告書の提出を指導することで、アスベスト の飛散防止と近隣紛争の予防に努めています。

根拠法令等

大気汚染防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例) 港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数(令和5年度)

地区	環境確保条例	大気汚染防止法
芝	70	71
麻布	28	28
赤坂	28	28
高輪	11	11
芝浦港南	24	24
計	161	162

2 年度別届出件数

環境確保条例	大気汚染防止法	
213	221	
178	181	
108	109	
126	129	
161	162	
	環境確保条例 213 178 108 126	

3 石綿事前調査結果報告件数

年度	解体	改修	計
元	519	64	583
2	343	76	419
3	342	297	639
4	502	512	1,014
5	477	714	1,191

※「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に基づく件数

概 要

環境確保条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌汚染の状況を調査すること が義務付けられています。区では、環境確保条例第 116 条に基づく報告の受付・審 査などの事務を行っています。

内 容

環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、工場・指定作業場を廃止・除却時に土壌汚染の調査・報告が義務付けられています。調査の結果、健康被害のおそれがある場合等については、土壌汚染の除去等の措置を講じる必要があります。それ以外の場合であっても汚染が認められた土地を改変する場合は、汚染拡散防止の措置を講じる必要があります。いずれの場合も、計画書及び完了届出書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

年度別届出件数

【土壌汚染状況調査報告書】

元年度	6
2 年度	5
3年度	3
4 年度	5
5 年度	5

【汚染拡散防止計画書】

元年度	3
2 年度	0
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	2

【汚染拡散防止措置完了届出書】

21 37 1 147 1147 1			
元年度	3		
2 年度	2		
3 年度	0		
4 年度	0		
5 年度	1		

【土壌地下水汚染対策計画書】

	11111111 H H H
元年度	0
2 年度	0
3 年度	0
4 年度	0
5 年度	1

【土壌地下水汚染対策完了届出書】

元年度	0	
2 年度	0	
3 年度	0	
4 年度	0	
5 年度	0	

(6) 適正管理化学物質

環境課

概 要

健康への影響や環境汚染が懸念される化学物質を取り扱う事業者が、自ら環境への排出量を把握し、削減に向けた取組を進めることを目的とし、「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」が平成13年4月に施行されました。

同年 10 月の環境確保条例の改正により、工場・指定作業場の設置者のうち、化学物質の年間取扱量が 100 kg以上の事業所は、毎年「適正管理化学物質の使用量等報告書」の提出が義務付けられています。さらに従業員数が 21 人以上の事業所は「化学物質管理方法書」(初回及び変更時のみ)の提出が義務付けられています。

報告対象となる主な化学物質

- ・ 印刷業で使用されるインキ、溶剤などに含まれるトルエン、イソプロピルアルコ ール
- ガソリンスタンドで貯蔵されているガソリン中に含まれるトルエン、キシレン、 ベンゼン
- ・ クリーニング業で使用される洗浄剤などに含まれるテトラクロロエチレンなど

根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

年度別受付件数

【適正管理化学物質使用量等報告書】

元年度	30
2 年度	30
3 年度	32
4年度	32
5 年度	31

【化学物質管理方法書】

元年度	0
2 年度	0
3 年度	2
4年度	0
5 年度	0

概 要

区では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭を発生するおそれのある事業場等について立入り、臭気調査を実施しています。

調査の結果、基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

内 容

環境確保条例に基づく指定作業場のうち、2か所の事業場で調査を行っています。 調査に当たっては、事業場の排気口又は敷地境界にて試料を採取し、決められた 方法(「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」平成7年環境庁告示第63号)に より測定を行います。

根拠法令等

悪臭防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 中央卸売市場食肉市場(港南二丁目)

【採取地点:最終排出口】(規制值:24以下)【採取地点:敷地境界南側】(規制值:12以下)

年度	臭気指数 改善指導	
元	16 無	
2	24	無
3	24	無
4	24	無
5	26	有

年度	臭気指数	改善指導
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無

2 芝浦水再生センター(港南一丁目)

【採取地点:入口】(規制値:12以下)

年度	臭気指数	改善指導
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無

【採取地点:敷地境界東側】(規制値:12以下)

年度	臭気指数	改善指導
元	10 未満	無
2	10 未満	無
3	10 未満	無
4	10 未満	無
5	10 未満	無

公害の規制・指導

(8) 公共用水域放流事業場排水調查

環境課

概 要

古川・運河等の公共用水域に排水を放流する事業場に対して、立入調査による水質分析を実施しています。

内 容

港区は、下水道が完備されており、排水規制は東京都下水道局が行っています。 しかし、一部に運河等公共用水域に排水を放流している事業場があるため、区で は定期的に立入調査を実施しています。調査の結果、環境確保条例等に定める基準

調査に当たっては、事業場から出る排水を採取し、決められた方法(「排水基準に係る検定方法」昭和49年環境庁告示第64号)による分析を行います。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

事業の実施状況

【立入調査・分析実施事業場数】

年度	事業場数	改善指導
元	7	無
2	7	無
3	7	無
4	7	有
5	7	有

【分析項目】

- ・pH(水素イオン濃度)
- · S S (浮遊物質量)
- · C O D (化学的酸素要求量)
- ・大腸菌群数
- ・n-ヘキサン抽出物質量
- ・全窒素
- 全リン
- ・透視度

概 要

環境確保条例に定める地下水揚水施設の設置者は、地盤沈下対策として、年に1 度、揚水量報告書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

地区別揚水施設設置事業所数(各年度末日現在)

年度 地区		2	3	4	5
芝	30	32	34	35	37
麻布	17	18	18	21	22
赤坂	19	19	19	20	21
高輪	9	9	9	9	9
芝浦港南	6	6	6	6	6
計	81	84	86	91	95

概 要

自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査 しています。

内 容

自動車騒音は、自動車のエンジン音や排気音などの合成音です。一般に、速度・交 通量・大型車の台数などに比例して騒音が大きくなります。

区では、騒音規制法第 18 条に基づき、区内の幹線道路における自動車騒音を測定 し、環境基本法に定める環境基準の達成状況を調査しています。

また、騒音規制法第17条、振動規制法第16条に定める要請限度についても調査を 行っています。

根拠法令等

環境基本法、騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

常時監視調査結果(令和5年度) 《幹線道路沿の環境基準》昼 70dB 夜 65dB 《要請限度》

W 1		- I // I	
No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
	II. a. aa III. II		
1	芝 3-29 地先	70	99.9
1	(一般国道1号)	<u>67</u>	96.3
2	三田 4-7-27 地先	67	99.8
2	(一般国道1号)	62	99.5
2	白金台 1-2 地先	66	100
3	(一般国道1号)	62	100
1	芝浦 1-6-8 地先	68	91.6
4	(一般国道 130 号)	63	91.1
5	西新橋 3-16 地先	64	99.9
Э	(白山祝田田町線)	63	99.8
6	芝 5-29 地先	<u>71</u>	91.0
U	(白山祝田田町線)	<u>68</u>	82.5
7	新橋 1-10-6 地先	64	66.7
- 1	(日本橋芝浦大森線)	61	66.7
8	港南 3-9-59 地先	<u>71</u>	83.0
0	(日本橋芝浦大森線)	<u>68</u>	75.3
9	芝浦 3-10-6 地先	69	97.4
Э	(日本橋芝浦大森線)	<u>66</u>	95.0
10	港南 2-3-13 地先	63	100
10	(区道 243 号)	58	100
11	芝 4-2-3 地先	66	91.7
11	(区道 821 号)	62	75.2

[※]上段・・・・昼 下段・・・夜

2 要請限度調査結果(令和5年度)

騒音 昼 75dB 夜 70dB 振動 昼 70dB 夜 65dB (No.4 を除く。) **昼65dB** 夜60dB (№4)

	生 00ub	1父 00UD (NU.4)
No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (d B)
1	白金台 1-2 地先	66	42
	(一般国道 1 号線)	63	37
2	東麻布 2-31 地先	67	35
	(環状 3 号線)	65	33
3	白金台 5-10 地先 (北品川四谷線/ 高速 2 号目黒線)	69 66	41 36
4	西麻布 3-12 地先	68	39
	(北品川四谷線)	66	35
5	港南 3-9 地先	71	58
	(日本橋芝浦大森線)	68	54
6	高輪 2-13 地先	72	43
	(一般国道 15 号線)	68	39
7	北青山 3-3 地先	67	44
	(一般国道 246 号線)	63	40
8	西麻布 3-21 地先 (霞ヶ関渋谷線/ 首都高速 3 号線)	71 70	46 46

[※]下線は環境基準の超過を表しています。

[※]面的評価達成率とは、評価対象戸数(評価区間での基準 ※上段・・・・昼 下段・・・・夜 点敷地境界から50mの範囲の総戸数)に占める環境基準 達成戸数の割合をいいます。

公害の規制・指導

(11) 公害苦情・相談

各総合支所協働推進課 各総合支所まちづくり課 環境課

概 要

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立 てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、 必要に応じ発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

最も多い苦情は、建設工事の騒音・振動に関する苦情です。

平成 18 年度からは、苦情・相談の受付や処理業務を各総合支所に移管し、環境 課と連携し対応に当たっています。

公害の種類

- ・大気汚染 ・悪臭 ・騒音 ・振動 ・土壌汚染 ・水質汚濁 ・地盤沈下
- ・その他

根拠法令等

- ・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法
- ・土壌汚染対策法 ・水質汚濁防止法
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 地区別・発生源別件数(令和5年度) 2 地区別苦情件数

地区	建設苦情	一般苦情
芝	41	27
麻布	68	61
赤坂	43	20
高輪	18	10
芝浦港南	21	12
計	191	130

3 種類別苦情件数

区分 年度	元	2	3	4	5
大気汚染	35	31	20	20	13
悪臭	45	53	37	47	30
騒音	228	360	255	202	248
振動	42	52	34	27	40
その他	28	47	51	33	29
計	378	543	397	329	360

地区年度	元	2	3	4	5
芝	87	132	82	73	68
麻布	106	133	100	96	129
赤坂	40	86	98	63	63
高輪	66	79	73	27	28
芝浦港南	39	54	35	35	33
計	338	484	388	294	321

4 地区別カラス苦情件数(*)

地区 年度	元	2	3	4	5
芝	9	13	11	11	20
麻布	15	17	15	6	10
赤坂	9	14	10	5	7
高輪	4	23	13	3	2
芝浦港南	12	25	12	26	14
計	49	92	61	51	53

※発生源で公害の種類が重複する場合があるので「2 地区別苦情件数」より「3 種類別苦情 件数」の年度別計が多くなります。

*まちづくり課が道路・公園管理として行っているカラス対応も含んでいます。

概 要

令和2年3月29日より、羽田空港において新飛行経路の運用が開始されました。 南風運用時の開始以降、区民からは、騒音等に対する不安の声が寄せられています。 区は、区民の不安を解消するため、区独自の騒音測定調査を行い、騒音による影響 を把握するとともに、国(国土交通省)に対し、その結果を示し、騒音・落下物対 策や新ルートに限らず飛行経路に係る様々な運用の検討等を取り組むよう求めて います。

内 容

南風運用時における新飛行経路の航路下において、複数の公共施設で航空機の騒音測定調査を行っています。また、国に対し、令和5年7月28日に羽田空港機能強化における住民説明会の開催について、令和6年1月23日に固定化回避検討会の早期開催等について、要請しました。

根拠法令等

環境基本法

事業開始時期

令和2年5月

事業の実施状況

区による騒音測定

E 10 S O MA I MIC								
年度	実施	画回数及び月	施設数					
2	o 티	5~6月	2か所					
4	2回	9~10月	5か所					
3	2回	6~7月	6か所					
3	스 빈	8~9月	4か所					
4	1回	6~9月	4か所					
5	1回	6~8月	4か所					

区から国に対する要請

		1
年度	要請回数	主な要請内容
2	3回	騒音対策、安全対策、住民説明 会等、飛行経路に係る運用等
3	2回	騒音対策、安全対策、区民意見 の活用、飛行経路に係る運用等
4	1回	住民説明会の開催、区民意見に 対する回答
5	2回	住民説明会の開催、固定化回避 検討会の開催等

環境調査

(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム

環境課

概 要

大気汚染物質には、主に工場、事業場などの固定発生源から排出されるもの(硫 黄酸化物、炭化水素等)と、主に自動車などの移動発生源から排出されるもの(窒 素酸化物、浮遊粒子状物質等)があります。

区では、大気汚染の状況を監視するために環境総合測定局を設置し、二酸化硫黄、 窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時測定してい ます。

事業開始時期

昭和55年12月(常時監視する測定局の設置)

内 容

環境総合測定局の概要、及び令和5年度の大気汚染物質の環境基準等の達成状況 や調査結果は次のとおりです。

【環境総合測定局の概要】

1 7 7 3 d 7 1 d 7	別に向り加女」				
測定局	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
所在地	東麻布 3 - 9 - 1 一の橋公園内	赤坂 7 - 3 - 39 高橋是清翁 記念公園内	海岸 2 - 1 - 27 末広橋児童 遊園脇	西麻布 3 - 12 - 1 笄公園内	港南 4 - 3 - 28 港南小学校内
	二酸化硫黄 (SO2)				二酸化硫黄 (SO ₂)
	一酸化炭素 (CO)				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	
	光化学オキシダント	光化学オキシダント	光化学オキシダント	光化学オキシダント	光化学オキシダント
	(O _X)	(Ox)	(Ox)	(Ox)	(Ox)
測定局別の	二酸化窒素	二酸化窒素	二酸化窒素	二酸化窒素	二酸化窒素
測定物質	(NO ₂)	(NO ₂)	(NO ₂)	(NO ₂)	(NO ₂)
	非メタン炭化水素 (NMHC)				
	一酸化窒素	一酸化窒素	一酸化窒素	一酸化窒素	一酸化窒素
	(NO)	(NO)	(NO)	(NO)	(NO)
	メタン				
	(CH4)				
	微小粒子状物質	微小粒子状物質	微小粒子状物質		
	(PM2.5)	(PM2.5)	(PM2.5)		

[]	く気汚染の環境基準等の達	成状況】(今新	Π5 任度) <i>(</i>	714	達成、×	17	未達成
レノ	、メバリポリノ塚児卒・デザリノ連	ルなイス・ハル し 一寸 小	1 D 44 B 1	. / Kah.		14	

加宁屯口	四控甘淮	測定局						
測定項目	環境基準	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南		
二酸化硫黄 (SO2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下で、かつ、1時間値が0.1ppm以下。	0				0%		
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ 1時間値の8時間平均値が20ppm以下。	0						
浮遊粒子状 物質(SPM)	1 時間値の1日平均値が0.10mg/㎡以下で、 かつ、1 時間値が0.20mg/㎡以下。	0	0	0	0			
光化学オキシ ダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下。	×	×	×	×	×		
二酸化窒素 (NO2)	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下。	0	0	0	0	0		
微小粒子状 物質(PM2.5)	1年平均値が 15μg/m以下で、かつ、1日 平均値が35μg/m以下。	0	0	0				

測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局
非メタン 炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。	×

- ※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はありません。
- ※ 令和5年度の港南局の二酸化硫黄は、有効測定日が73日のため参考値です。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】(令和元~令和5年度)○ は達成、× は未達成数値は年間平均値を表示。ただし、光化学オキシダントは1時間値の最高値を表示。

項目	年度	•	一の橋		赤坂	芝浦		麻布		港南	
一番を生む	元	0	0.002							0	0.001
二酸化硫黄	2	0	0.002								0.002
(SO ₂)	3	0	0.001							0	0.001
単位:ppm	4	*	0.001							0	0.001
中心·ppiii	5	0	0.001							*	0.001
平47. 出事	元	0	0.4								
一酸化炭素	2	0	0.3								
(CO)	3	0	0.3								
単位:ppm	4	*	0.3								
中位·ppiii	5	\bigcirc	0.3								
浮遊粒子状	元	0	0.019	0	0.016	0	0.021	0	0.016	0	0.015
物質	2	0	0.019	0	0.016	0	0.018	0	0.015	0	0.016
(SPM)	3	0	0.014	0	0.014	0	0.016	0	0.011	0	0.015
	4	*	0.023	0	0.013	0	0.016	0	0.014		
単位:mg/m³	5	\bigcirc	0.015	0	0.014	0	0.017	0	0.015		
光化学オキ	元	×	0.162	×	0.141	×	0.163	×	0.163	×	0.129
シダント	2	×	0.167	×	0.164	×	0.165	×	0.170	×	0.143
(Ox)	3	×	0.124	×	0.108	×	0.100	×	0.116	×	0.109
	4	*	0.044	×	0.134	×	0.135	×	0.142	×	0.188
単位:ppm	5	X	0.111	×	0.112	X	0.098	×	0.114	×	0.099

- ※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考値です。
- ※ 令和5年度の港南局の二酸化硫黄は、有効測定日が73日間のため参考値です。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】(令和元~令和5年度)○ は達成、× は未達成

項目	年度	-	一の橋		赤坂		芝浦		麻布		港南
一般化烷基	元	0	0.022	0	0.019	0	0.022	0	0.017	0	0.021
二酸化窒素 (NO2)	2	0	0.020	0	0.016	0	0.020	0	0.016	0	0.018
(NO2)	3	0	0.019	0	0.016	0	0.021	0	0.015	0	0.018
単位:ppm	4	*	0.009	0	0.017	0	0.022	0	0.016	0	0.019
中立で・bbill	5	\bigcirc	0.012	0	0.016	0	0.021	0	0.015	0	0.016
非メタン	元	×	0.20								
炭化水素	2	×	0.23								
(NMHC)	3	×	0.24								
	4	**	0.22								
単位:ppmC	5	×	0.23								
	元		0.009		0.007		0.011		0.005		0.009
一酸化窒素	2		0.007		0.005		0.009		0.004		0.007
(NO)	3		0.007		0.005		0.008		0.004		0.006
単位:ppm	4		0.005		0.005		0.009		0.004		0.007
	5		0.006		0.005		0.008		0.003		0.004
メタン	元		2.02								
(CH_4)	2		2.04								
(СП4)	3		2.07								
単位:ppmC	4		2.08								
中心・トトトiiic	5		2.08								
	元	0	11.4	0	11.0	0	11.5				
微小粒子状	2	0	10.4	0	10.3	0	9.9				
物質 (PM2.5)	3	0	9.0	0	9.4	0	8.9				
単位:μg/m³	4	*	13.5	0	9.2	0	9.5				
	5	\bigcirc	9.7	0	9.1	0	9.3				

- ※ 非メタン炭化水素は指針値の達成状況を表し、午前6~9時の年間平均値を表示
- ※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はないため、年間平均値のみ表示
- ※ 微小粒子状物質 (PM2.5) は、長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価します。
- ※ 令和4年度の一の橋局は、有効測定日が4日間のため参考です。

【物質別の測定数値】(令和5年度)

■二酸化硫黄(SO₂)

	年 間	日平均値の	日平均値の	1 時間値の	環境基準による日平均値			
測定局	平均值	最 高 値	2%除外值	最 高 値	0.04ppm を超えた日数			
	ppm	ppm	ppm	ppm	日			
一の橋	0.001	0.001	0.002	0.014	0			
港南	0.001	0.003	0.003	0.006	0			

■一酸化炭素(CO)

測定局	年 間 平均値	日平均値の 最 高 値	日平均値の 2%除外値	1 時間値の最高値	環境基準による日平均値 10ppm を超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.3	0.9	0.6	7.3	0

■浮遊粒子状物質 (SPM)

	年 間	日平均値の	日平均値の	1 時間値の	環境基準による日平均値
測 定 局	平均值	最 高 値	2%除外值	最 高 値	0.10mg/m³を超えた日数
	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	日
一の橋	0.015	0.041	0.035	0.181	0
赤坂	0.014	0.039	0.034	0.115	0
芝浦	0.017	0.039	0.035	0.085	0
麻布	0.015	0.036	0.030	0.303	0

■オキシダント (Ox)

	年 間	1 時間値の	1 時間値が	0.06ppm を		0.12ppm を
測定局	平均值	最高値	超えた日	数と時間	超えた日	数と時間
	ppm	ppm	日	時間	Ш	時間
一の橋	0.030	<u>0.111</u>	49	177	0	0
赤坂	0.027	<u>0.112</u>	42	156	0	0
芝浦	0.024	<u>0.098</u>	28	72	0	0
麻布	0.030	<u>0.114</u>	50	207	0	0
港南	0.023	0.099	24	76	0	0

■二酸化窒素(NO₂)

民間上州(エマロ)								
	年 間	日平均值	日平均值	1時間値の	98%評価値による日平均			
測定局	平均值	の最高値	の 98%値	最 高 値	値 0.06ppm を超えた日数			
	ppm	ppm	ppm	ppm	日			
一の橋	0.012	0.049	0.035	0.071	0			
赤坂	0.016	0.055	0.038	0.081	0			
芝浦	0.021	0.053	0.042	0.088	0			
麻布	0.015	0.052	0.038	0.077	0			
港南	0.016	0.045	0.036	0.071	0			

■非メタン炭化水素 (NMHC)

測定局	年 間 平均値	6 時~9 時 における 年平均値	6 時~9 時 3 時間平均 値の最高値	月平均値の 最 高 値	6時~9時3時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数
	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日
一の橋	0.25	0.23	<u>0.65</u>	0.31	41

■一酸化窒素(NO)

測定局	年間平均値	日平均値の 最高値	1時間値の最高値
	ppm	ppm	ppm
一の橋	0.006	0.042	0.122
赤坂	0.005	0.045	0.112
芝浦	0.008	0.057	0.166
麻布	0.003	0.030	0.098
港南	0.004	0.033	0.124

■メタン (CH₄)

測定局	年間平均値	午前 6 時~9 時 における年平均値	午前6時~9時3時間 平均値の最高値	
	ppmC	ppmC	ppmC	
一の橋	2.08	2.08	2.47	

■微小粒子状物質(PM2.5)

_	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)									
		年 間	日平均値の	日平均値の	1 時間値の	日平均値が35μg/m ³				
	測定局	平均值	最 高 値	98%値	最 高 値	を超えた日数				
		$\mu \mathrm{g/m}$	$\mu \mathrm{g/m^3}$	μg/m³	μg/m³	日				
	一の橋	9.7	27.1	21.5	134.0	0				
	赤 坂	9.1	27.5	23.2	59.0	0				
	芝 浦	9.3	28.8	21.0	99.0	0				

[※] 各数値の下線は環境基準及び指針の超過を表します。

[※] 令和5年度の港南局の二酸化硫黄は、有効測定日が73日間のため参考値です。

環境調査

(2) 光化学スモッグ

概 要

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグによる影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ緊急時における注意報などは東京都 が発令しますが、区では防災行政無線等で区民へ周知し ています。



内 容

- 1 光化学スモッグ注意報等が発令された場合の対応
 - (1) 区に登録された区有施設、学校等にFAXの一斉送信
 - (2) 防災行政無線及び防災ラジオによる放送
 - (3) 本庁舎及び区有施設等で看板を掲示
 - (4) ホームページの緊急情報、X(旧ツイッター)、フェイスブック及びデジタルサイネージに掲載
- 2 対応期間

6月~10月(ただし、期間外に注意報等が発令された場合は、随時対応)

3 緊急時の発令の基準

区分	発令の基準
注意報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の1.2以上(0.12ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
警報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の2.4以上(0.24ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が 1,000 万分の4以上(0.40ppm 以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき

4 港区における光化学スモッグ注意報発令回数 (区東部) 千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区の地域

年 度	元	2	3	4	5
回 数	1	2	1	2	2

(3) 古川・運河の水質調査

環境課

概 要

・ 女 水質汚濁とは、河川、海、湖沼などの水質が、工場などの産業排水、家庭からの 生活排水などの流入によって汚濁することをいいます。港区の水域は、全長 4.4 k m の古川、芝浦港南地区にある高浜運河、芝浦運河など大小 13 の運河、埠頭の先に広 がる東京湾からなっています。

がる東京湾からなっています。 古川・運河の水質は、工場・事業場等の排水規制の強化や下水道の整備等により 改善されつつあります。区では、古川・運河とも定期的に水質調査を行っています。

内 容

令和5年度の水質調査結果と環境基準の達成状況は以下のとおりです。

<古川の水質調査>

場	所	①狸 橋 白金5-1先 ②古川橋 南麻布2-15先 ③一の橋 麻布十番4-1先 ④金杉橋 浜松町2-13先
項		生物化学的酸素要求量(BOD)·溶存酸素量(DO)·浮遊物質量(SS)
垻	Ħ	水素イオン濃度(pH)・透視度・水温・電気伝導率等
回	数	年に4回

<古川の水質の年平均値>

	場	所	①狸 橋	②古川橋	③一の橋	④金杉橋
項目	単位	環境基準	少连 恫		3) 一 り	色並や恫
水温	$^{\circ}$	_	22.7	21.7	21.1	20.5
透視度	cm	_	93.1	91.1	89.1	77.6
рН	_	6.0以上8.5以下	7.5	7.2	7.0	7.2
DO	mg/L	2以上	9.0	6.7	4.7	4.9
BOD	mg/L	8以下	2.4	1.5	1.7	1.8
SS	mg/L	100以下	8	2	2	2
電気伝導率	μ S/cm	_	492	2,040	5,820	11,700

<運河の水質調査>

場	所	①芝浦運河(末広橋)海岸2-1先 ②芝浦西運河(夕凪橋)芝浦4-20先 ③芝浦西運河(御楯橋)港南1-6先						
項	П	L 化学的酸素要求量(COD)・溶存酸素量(DO)・浮遊物質量(SS)						
垻	目	水素イオン濃度(pH)・透明度・水温・電気伝導率等						
□	数	年に4回						

<運河の水質の年平均値>

	場所		①末広橋	②藻塩橋	③夕 <u>瓜</u> 橋	④港南大橋	⑤御楯橋	
項目	単位	環境基準	山木	少 保塩恂	シグ 圧/情	色色用人情		
水温	$^{\circ}$	_	22.1	22.3	22.9	21.5	23.2	
透明度	m	_	1.76	1.63	1.28	1.71	1.31	
рН	-	7.0以上8.3以下	7.2	7.1	7.0	7.5	7.1	
DO	mg/L	2以上	7.3	6.5	6.1	7.7	6.1	
COD	mg/L	8以下	7.4	8.3	8.4	5.7	9.0	
SS	mg/L	_	2	2	4	4	4	
電気伝導率	μS/cm	_	17,400	14,700	16,500	29,400	12,700	

(4) 運河等の水質調査

環境課

概 要

平成 25 年度から、東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域(運河等)において、雨天時の運河等の水質調査を開始しました。雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水が運河等に排出されることによる影響を調査します。

内 容

東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域(運河等)において、晴天時と雨天時の水質を調査しています。令和5年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

事業開始時期

平成 25 年 9 月

事業の実施状況

測定場所

- 1 御楯橋 (港南1-6先)
- 2 浜路橋(港南1-3先)
- 3 高浜水門沖(港南3-9先)

雨天時の測定

1 御楯橋

項目	単位	甘淮店	4	9和5年	9月8日	∃	令	和6年	1月21	日
- リロ 	半仏	基準値	10:35	13:05	14:20	17:05	10:56	13:10	15:40	18:35
рН	_	7.0以上 8.3以下	7.2	7.3	7.1	7.3	6.8	6.8	7.0	6.9
DO	mg/L	2mg/L 以上	5.9	5.9	5.7	6.0	7.3	7.3	70	7.7
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.8	9.4	8.7	8.0	15	10	7.4	6.4
大腸菌群数	MPN/100ml	_	22,000	70,000	49,000	23,000	170	1,700	3,300	4,900
SS	mg/L	-	5	4	3	2	12	7	2	2
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.86	0.81	0.72	0.73	1.0	0.65	0.43	0.35
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	12	13	8.6	7	10	8.1	6.5	3.2

			A 41 E 4 O 11 O 11				A 10 C F 1 D 01 D			
項目	単位	基準値	í	か相り年	9月8日		令和6年1月21日			
	平 位	至毕旭	10:50	13:25	14:35	17:20	11:30	13:30	15:58	18:50
рН	-	7.0以上 8.3以下	7.0	7.5	7.0	7.8	7.4	6.9	6.9	7.1
DO	mg/L	2mg/L 以上	8.6	7.9	6.7	5.8	10.0	8.9	7.8	8.2
COD	mg/L	8mg/L 以下	21	14	16	21	32	30	21	26
大腸菌群数	MPN/100ml	-	23	330	3,300	790	49	13	23	23
SS	mg/L	-	50	24	19	24	36	24	17	14
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.71	0.59	0.73	0.95	1.2	1.1	0.77	1
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	10	5.9	10	13	10	10	8.7	15

3 高浜水門沖

令和5年9月8日										
項目	単位	基準値					令和6年1月21日			
グロ	<u>→ \r\</u>	坐十吧	11:10	13:40	14:50	16:35	12:00	13:50	16:20	19:10
рН	-	7.0以上 8.3以下	7.1	7.6	7.1	7.6	6.9	6.9	7.0	6.9
DO	mg/L	2mg/L 以上	5.8	6.0	5.7	5.6	9.1	8.6	8.2	7.7
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.9	9.1	8.5	9.5	22	20	16	12
大腸菌群数	MPN/100ml	_	23	23	23	33	49	33	33	140
SS	mg/L	_	8	7	6	6	23	22	11	6
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.67	0.56	0.51	0.57	0.84	0.9	0.72	0.57
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	5.5	10	7.1	5.8	7.6	6.6	11	11

晴天時の測定

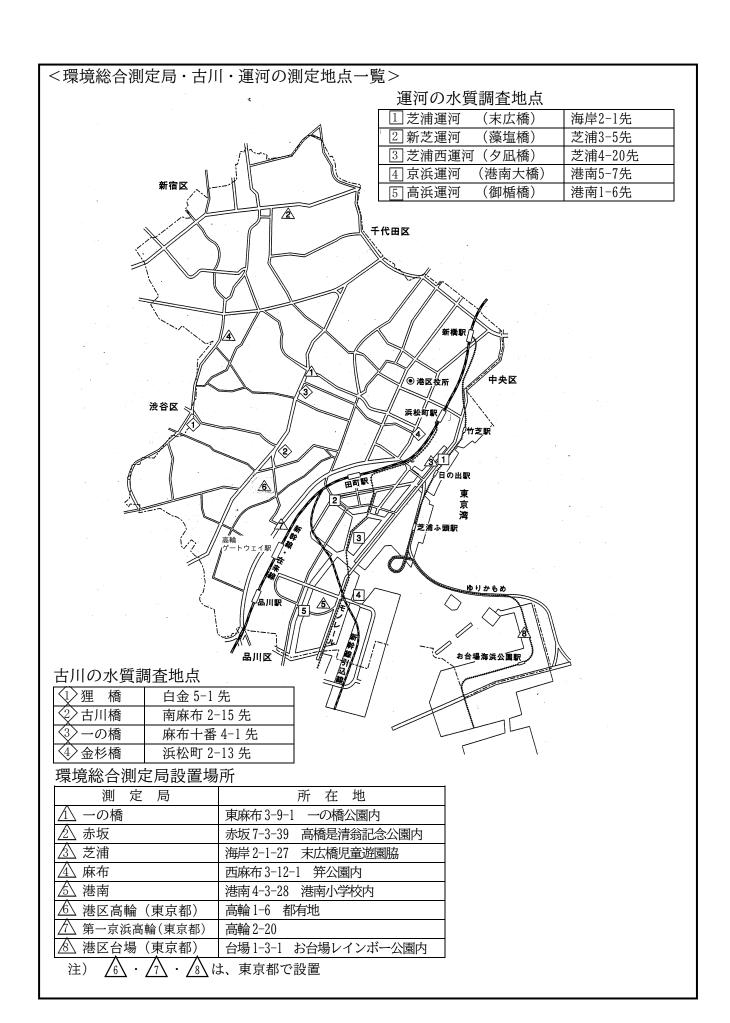
1 御楯橋

- IFT DE 11-3			1	人 TH E 左	0 11 11 11	
項目	単位	基準値		令和5年		
グロ	十四	坐千匹	8:50	12:55	15:05	18:40
рН	_	7.0以上 8.3以下	7.5	7.1	7.5	7.2
DO	mg/L	2mg/L 以上	5.7	6.2	6.8	5.6
COD	mg/L	8mg/L 以下	9.8	11	9.3	8.6
大腸菌群数	MPN/100m1	ı	24,000	92,000	35,000	35,000
SS	mg/L	-	8	8	3	4
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.66	0.55	0.47	0.44
全窒素	mg/L	l mg/L 以下	28	34	31	20

浜路橋 令和5年8月31日 単位 基準値 項目 9:05 13:20 15:20 19:00 7.0 以上 7.0 рΗ 6.7 6.9 6.9 8.3以下 DΟ 2mg/L 以上 7.5 ${\rm mg/L}$ 6.1 6.6 5.6 8mg/L 以下 10 9.7 9.7 8.9 COD ${ m mg/L}$ 大腸菌群数 MPN/100m1 54,000 92,000 24,000 17,000 2 2 SS ${\rm mg/L}$ 1 1 全リン mg/L 0.09 mg/L 以下 0.28 0.24 0.26 0.24 35 20 全窒素 mg/L1 mg/L 以下 25 17

3 高浜水門沖

3 同供小门	1T					
項目	単位	甘淮店		令和5年	8月31日	
	<u> </u>	7.0以上 8.3以下 7.4 2mg/L以上 7.1 8mg/L以下 6.8 - 4,90 - 7	9:20	13:35	15:35	17:00
рН	-		7.4	7.4	7.8	8.5
DO	mg/L	2mg/L 以上	7.1	8.0	10.4	9.8
COD	mg/L	8mg/L 以下	6.8	7.4	7.4	7.3
大腸菌群数	MPN/100m1	-	4,900	7,900	24,000	1,700
SS	mg/L	-	7	6	14	12
全リン	mg/L	0.09 mg/L 以下	0.38	0.4	0.33	0.33
全窒素	mg/L	1 mg/L 以下	13	20	20	10



(5) 台場水質調査

環境課

概 要

区はお台場海浜公園で、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々なイベントを行っています。安心して泳げる海をめざし、平成 26 年度からお台場海浜公園内で水質調査を実施しています。

内 容

お台場海浜公園内の海域と水際において水質を調査しています。過去5年間に 実施した調査結果は以下のとおりです。

お台場海浜公園先海域の水質調査

調査地点	項目	単位	環境基準	元年度	2年度	3年度
区立お台場レインボー	COD		8以下	3.2	4.1	3.3
公園前先海域	DO	m cr / I	2 以上	8.3	8.4	9.4
公担职	COD	mg/L	8以下	3.2	4.1	3.2
台場駅前先海域	DO		2以上	7.9	7.8	9.2

COD:化学的酸素要求量 DO:溶存酸素量

お台場海浜公園水際の水質調査

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
お台場学園前水際				3.8	5.9	3.4	6.5	6.3
都営台場一丁目アパート 1 号棟前水際	COD	mg/L	8以下	3.6	6.0	3.5	6.0	6.9
区立台場保育園前水際				3.5	6.4	3.7	6.4	7.1

COD:化学的酸素要求量

※数値は各年度の平均値です。

※台場は現在水浴場ではありません。

[※]数値は各年度の平均値です。

[※]東京都で重複して調査をしているため、令和3年度をもって廃止しました。

(6) ダイオキシン類調査

環境課

概 要

平成 12 年 1 月 15 日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を総称してダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程、金属の精錬、製紙などの事業活動から発生し、急性毒性のほかに、発がん性、催奇形性などの毒性が報告されています。区では、年 1 回、水質及び底質中のダイオキシン類の調査を行っています。

内 容

令和5年度に実施した水質及び底質中ダイオキシン類の調査結果は以下のとおりです。

ダイオキシン類調査結果と環境基準

(単位:水質 pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g)

媒体	調査地点	毒性濃度	環境基準		
水質	知抵场	0.077	1以下		
底質	御楯橋	21	150 以下		

- ※ 水質調査=水中に含まれる物質の検査
- ※ 底質調査=河川等の底にある土質の検査
- ※ TEQ(毒性当量)はPCDDs、PCDFs及びCo-PCBをWHO-TEL(2006)によって2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した総量を示す

(7) 運河等の臭気調査

環境課

概 要

雨天時に運河等の悪臭の苦情が寄せられたことを受け、令和3年度から運河等の 臭気調査を開始しました。数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内 容

雨天時及び晴天時に運河等において、臭気指数及び硫黄系4物質の調査をしています。

根拠法令等

悪臭防止法

事業開始時期

令和3年7月

事業の実施状況

令和5年度に実施した運河の臭気調査の結果は以下のとおりです。

※参考表記の基準は、悪臭防止法の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準です。本調査対象で適用される基準ではありませんが、参考として記載しています。

雨天時の測定

1 新港南橋

項目	(参考)	令和	15年9月	8日	令和6年1月21日			
	単位	基準	表層	中層	底層	表層	中層	底層
臭気指数	1	28	4	1	1	4	_	-
メチルメルカプタン	mg/L	ı	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

2 新芝運河										
- - =		(参考)	令和	15年9月	8日	令和	令和6年1月21日			
項目	単位	基準	表層	中層	底層	表層	中層	底層		
臭気指数	-	28	5	ı	_	8	-	_		
メチルメルカプタン	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化水素	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化メチル	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
二硫化メチル	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		

3 芝園橋

四日 八十 (参考)			令和	15年9月	8日	令和6年1月21日				
項目	単位	基準	表層	中層	底層	表層	中層	底層		
臭気指数	-	28	<3	_	_	5	-	_		
メチルメルカプタン	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化水素	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化メチル	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
二硫化メチル	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		

晴天時の測定(令和5年8月24日)

項目 単位 (参考				新港南橋		新芝運河			
垻日 	中亚	基準	表層	中層	底層	表層	中層	底層	
臭気指数	_	28	5	ı	_	6	-	-	
メチルメルカプタン	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
硫化水素	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
硫化メチル	mg/L	П	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
二硫化メチル	mg/L		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	

塔口	単位	(参考)	芝園橋				
項目	串巡	基準	表層	中層	底層		
臭気指数	1	28	4	1	_		
メチルメルカプタン	mg/L	I	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化水素	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.001		
硫化メチル	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.001		
二硫化メチル	mg/L	_	<0.001	<0.001	<0.001		

環境課

概 要

アスベストの飛散による環境汚染を防止し、区内に住み、働く人々の健康を保持することを目的に、アスベスト対策を行う場合に対策費の一部を助成しています。

内 容

1 助成対象建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材等を使用している(又は使用した疑いのある)建築物

- 2 助成対象者
 - ・区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者
 - ・区内にある共同住宅の管理組合の代表者
- 3 助成金の額

対策費用の2分の1相当額(千円未満切捨て)

(1)吹付け材等のアスベスト含有検査

限度額 10万円

(2)建築物のアスベスト除去等工事 一戸建ての住宅 限度額 50万円 共同住宅、事業所等 限度額 200万円

根拠法令等

港区アスベスト対策費助成要綱

事業開始時期

平成 17 年 10 月

事業の実施状況

(単位:件)

_					`	1 1-11 /
種別	年度	元	2	3	4	5
検査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	7	2	2	8	0
中	事業所等	0	2	1	0	0
	一戸建ての住宅	1	0	0	0	0
工事	共同住宅	1	1	0	2	0
7	事業所等	0	4	0	2	0
	一戸建ての住宅	1	0	0	0	0
計	共同住宅	8	3	2	10	0
	事業所等	0	6	1	2	0

(1)緑化推進事業

各総合支所まちづくり課 環境課

概 要

港区は、都心部にあって経済・文化の中心として発展する一方、起伏に富んだ自然の地形や自然教育園、有栖川宮記念公園、芝公園などの公園緑地のほか、大使館や神社・仏閣も多く、昔ながらの建物とともに樹木などが多く残っています。

しかし、活発な都市化の波が、区内に残る貴重な緑や自然環境に影響を与えることが懸念されます。

樹木などの緑は、大気の浄化、防災効果をはじめ、景観の向上、住み働く人々の心の安らぎ、鳥や昆虫など小動物のすみかとなるなど、その効用は多岐にわたっています。最近ではビルの屋上や壁面の緑化がヒートアイランド現象の緩和に効果があることが確認されています。

内 容

昭和49年6月 「港区みどりを守る条例」を制定しました。

昭和57年3月 「港区緑化基本方針」を策定しました。

昭和63年4月 緑と水の環境を守り育てるため、「港区緑と水の総合計画」(第1次) を策定しました。

平成11年3月 「港区緑と水の総合計画」(第2次)を策定しました。

平成15年12月 「港区みどりを守る条例施行規則」の緑化基準を強化し、伐採届を制度化すると同時に、屋上等緑化についても新たに助成制度を設けました。

平成16年4月 「港区みどりの街づくり賞実施要領」を制定し、民間緑化施設の表 彰制度を設けました。

平成18年3月 「港区緑と水に関する基本方針」を策定し、20年後の2026年における緑被率を25%とする目標を掲げました。

平成21年3月 緑化施策の充実を図るため、「港区みどりを守る条例」、「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要領の一部改正を行いました。

平成20年4月~平成21年6月 港区生物現況調査を実施しました。

平成23年3月 「港区緑と水の総合計画」(第3次)を策定しました。

平成26年3月 「港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-」を策定しました。

平成28年1月 「港区みどりを守る条例施行規則」を一部改正し、「生物多様性緑化 ガイド」を策定しました。

平成30年2月 「港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-」を改定しました。

令和3年2月 「港区生物多様性地域戦略」を統合した「港区環境基本計画」を策 定しました。

> 「港区緑と水の総合計画」(第4次)を策定し、緑被率の目標値を 2030年までに24%と、変更しました。

令和5年3月 「港区みどりを守る条例施行規則」及び関連要綱を改正し、保護樹木・樹林及び特別保護樹木・樹林の指定基準及び補助金額を見直しました。

根拠法令等

港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和 49 年 6 月

1 保護樹木・樹林等の指定と補助

概 要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全 に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者か らの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し維持管理に要する費用の一部を補助しています。また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

さらに、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木・樹林について、 特別保護樹木・樹林として指定するための基準を設けています。

保護樹木・樹林の指定基準及び年間補助金額

各区分共通の指定基準

適切に維持管理され、適正な生育状態にある保護すべき樹木等として、次のいずれにも該当すること。

- ・幹、太枝等に著しい損傷がなく、腐朽又は枯死した部分が認められないこと
- ・本来の樹形を欠くことなく、自然樹形又は適切な剪定によりその樹木としての樹形が保たれていること
- ・傾斜地に斜めに生え、又は根元が洗堀されている等倒木のおそれがある状態にないこと
- ・敷地境界際に生えていないこと
- ・日照、落葉等について近隣に配慮した維持管理がされていること
- ・生態系に被害を及ぼすおそれがある種でないこと
- ・防風植栽でないこと
- ・樹木等の存在する地盤が自然地盤であり、構造物上部、建築物上部等の人工地盤でないこと

区分	指定基準	年間補助金額	
	・地上1.2mの高さにおける幹周りが1.0m以上のもの ・株立した樹木で高さが3.0m以上のもの	1 本当たり 7,500 円	中
14:	・休立した関小で同さから、VIII以上のもの		
樹	・つる性樹木で枝葉面積20㎡以上のもの	20㎡以上30㎡未満 3,000 円	円
		30 m ² 4,000 P	円
木		30 ㎡を超えるもの	
		30 ㎡を超える 20 ㎡ごとに	Z
		1,000 円を 4,000 円に加算した客	預
	・面積が200㎡以上のもの	200 ㎡以上 1,000 ㎡未満 40,000 円	၂
樹		1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 50,000 P	円
林		2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満 60,000 P	円
		3,000 ㎡以上 70,000 円	円
	・樹木の高さが1.5m以上であること	20m 10,000 P	円
生	・長さが20m以上であること	20mを超えるもの	
垣	・道路(一般の通行に供されている私道を含む)に面する等、 公衆の見やすい場所に造成されていること	20mを超える 5mごとに 2,000 円を 10,000 円に加算した8	

※ 補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額7万円を限度とします。

特別保護樹木・樹林の指定基準及び年間補助金額

各区分共通の指定基準

生育状況が良好で、長期的に良好な生育環境にあるものとして次のいずれにも該当すること。

- ・所有者等が将来にわたって保全する意思を有していること
- ・地域の住民がみどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めていること
- ・歴史的、文化的及び自然的な価値を有していること

区分	指定基準	年間補助金額				
樹木	次のいずれにも該当すること。 ・幹及び枝に損傷、枯死、腐朽等がなく、全体的に良好な生育 状態にあること ・樹種本来の樹形で、かつ、良好な樹形が保たれていること ・樹木全体が敷地内に収まり、かつ、十分に成長するスペース があること ・植栽基盤が十分確保され、根が張るスペースがあり、踏圧か ら保護されていること ・周辺の建築物、構造物等と干渉せず、近隣への落葉、日照阻 害等の懸念がないこと ・区民等が直接的又は間接的に樹木を見ることができること	1本当たり 15,000円				
樹林	次のいずれにも該当すること。 ・林内の主要な高木が、健全又は健全に近い生育状態であり、枯損木又は危険木がないこと ・幹又は太枝の枯死、腐朽等がなく、木材腐朽菌、根株腐朽菌等に罹病している樹木がないこと ・落葉、日照阻害並びに枝、葉及び根の越境等、隣接地へ悪影響を及ぼすおそれがないこと ・剪定、下枝処理、落ち葉処理等が行われていること ・建築限界に枝が張り出し、高圧線等に枝が接すること等がないこと ・生態系に被害を及ぼすおそれがある種が繁茂していないこと ・と思いて被害を及ぼすおそれがある種が繁茂していないこと ・と思いて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、と	200 ㎡以上 1,000 ㎡未満 80,000 円 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 100,000 円 2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満 120,000 円 3,000 ㎡以上 140,000 円				

内 容

保護樹木・樹林の指定実績

区分	年度		元		2		3		4		5
	,	件		件		件		件		件	
樹	指 定	3	13 本	4	23 本	6	30 本	3	9本	6	10本
	解除	11	11本	8	8本	7	15 本	6	8本	4	4本
木	年度末 指定数	127	664 本	139	680 本	139	695 本	139	695 本	142	701本
つ	指 定	0	0本	0	0本	0	0本	0	0本	0	0本
る性樹	解除	0	0本	0	0本	0	0本	1	1本	0	0本
木	年度末 指定数	1	l 本 (140 ㎡)	1	l 本 (140 ㎡)	1	l 本 (140 ㎡)	0	0本	0	0本
Liter	指定	0	0 m²	1	440 m²						
樹林	解除	3	1,212 m²	1	154 m²	2	250 m²	1	665 m²	1	300 m²
	年度末 指定数	28	108, 574 m ²	28	108, 421 m ²	27	108, 171 m ²	27	107, 506 m ²	27	107,646 m ²
	指定	1	23.8m	0	0 m	1	48.7m	1	75.9m	0	0 m
生け垣	解除	0	0 m	0	0 m	1	37.3m	0	0 m	0	0 m
	年度末 指定数	20	1,643.3m	20	1,643.3m	20	1,654.7m	20	1,730.6m	20	1,730.6m
年金	間補助額	į	5,258 千円	į	5,208 千円	į	5,076 千円	į	5,168 千円	ļ	5,547 千円

[※] 指定・解除の件数は、全部指定・一部追加指定、全部解除・一部解除をそれぞれ1件として カウントし、1年間に指定及び解除の処理を行った件数を表しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和49年6月

[※] 特別保護樹木・樹林の指定実績はありません。

地区別の保護樹木・樹林の指定数

		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	5地区計
樹木	指定件数	14 件	42 件	23 件	59 件	4件	142 件
	指定本数	118本	184本	102本	271本	26 本	701本
つる性	指定件数	0 件	0件	0件	0件	0件	0件
樹木	指定本数	0本	0本	0本	0本	0本	0本
 樹 林	指定件数	9 件	6件	4件	8件	0件	27 件
樹林	指定面積	43,743 m ²	14,318 m ²	31, 128 m²	18,457 m ²	0 m²	107,646 m ²
4.77	指定件数	3件	3件	4件	9件	1件	20 件
生け垣	指定延長	417.6m	214.5m	461.2m	530.3m	107.0m	1,730.6m

2 樹木の引き取り・あっせん(グリーンバンク)(令和3年3月終了)

概 要

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築に伴い伐採しなければ ならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、 区有地(桜田公園内)に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

内 容 樹木の引取り・あっせん実績

15-4-1		こうしつこれ				
種別	年度	元	2	3	4	5
引	調査件数	1件	0件	1	_	1
取	実施件数	0件	0件		_	
ij	引渡本数	0本	0本	_	_	_
あっ	実施件数	1 件	0件	_	_	_
っせん	あっせん本数	5本	0 本	_	_	_
引取	り・あっせん	1 件	0 件	_	_	_
実	施 合 計	5本	0本	_	_	_

根拠法令等

港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則 港区グリーンバンク事業実施要領

事業開始時期

平成元年4月

(3) みどりの育成

各総合支所まちづくり課 環境課

1 屋上等緑化の助成

概 要

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。

屋上等緑化を促すため、令和5年3月に「港区屋上等緑化助成要綱」を改正し、 助成内容を拡充しました。

内 容

1 対象建物

敷地面積 250 ㎡未満の新築建物及び既存建物
敷地面積 250 ㎡以上で竣工後 5 年以上の既存建物

2 屋上等緑化の助成基準

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の 1/2	500 万円
壁面緑化	所要経費の 1/2	100 万円

- ※ 同一箇所での場合、一申請当たりの合計限度額は、500万円とします。
- ※ 屋上3 m以上、壁面 10 m以上の緑化面積が要件となります。

2 緑化指導

概 要

区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。

内 容

1 接道部の緑化

敷地面積が 250 ㎡以上の建築計画がある場合に、あらかじめ緑化計画書を提出 し、接道部の長さに次表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化します。 接道部緑化率

12/21	コマラダノ コロー	<u> </u>					
	敷地面	積	1,000㎡未満	1,000㎡以上	3,000㎡以上	10,000㎡以上	30,000㎡以上
施設別				3,000㎡未満	10,000㎡未満	30,000㎡未満	
住		宅	6/	1 0	7/	1 0	8/10
事店工	務	所舗場	3/10	5/10	6/10	7/	1 0
学庁	舎	校 等	6/10	7/10		8/	1 0
屋外運	屋外運動競技施設 7/10		7/10		8/	1 0	
そ	<i>o</i>	他	3/10	6/	1 0	7/	1 0

2 緑化面積の確保

接道部の緑化を行ったうえ、次の式により算出される面積以上(接道部緑化面積を含む。)の緑化をします。

基準緑化面積=基準緑化面積A+基準緑化面積B

基準緑化面積A=敷地面積×緑化率 a 基準緑化面積B=延べ床面積×緑化率 b

敷地面積	緑化率 a
1,000 ㎡未満	3%
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	4%
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	6%
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	8%
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	10%
30,000 ㎡以上	12%

建物の用途	緑化率 b
敷地面積 1,000 ㎡以上の事 務所、店舗、工場、学校、 庁舎等、その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設 敷地面積 1,000 ㎡未満の業 務系施設	1.5%

- ※ 屋上、ベランダ等については、土壌厚が30cm 未満の場合、緑化面積の3/4を算入します。 ただし、日照を十分確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを算入できます。土壌厚が30cm 以上確保されている場合は、全て算入します。
- ※ 壁面緑化は、緑化面積又は補助資材の1/2を算入します。ただし、かん水設備等を設け、 十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき又は接道部緑化をしたときは 全てを算入できます。
- ※ 下記の条件を満たす、既存の樹木(植栽後おおむね5年経過しているもの)を残す場合は、 基準緑化面積の1/2を上限として、その面積に2を乗じた面積を算入することができます。
 - ・ 地上 1.2mの高さにおける幹の周囲が 1.0m以上の樹木
 - 面積が100 m以上の一群の樹林
 - ・ 長さ 20m以上の生け垣

3 道路・公園等の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	1 歩道の幅員が 2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設けます。 2 歩道の幅員が 2.5m未満の道路については、可能な限り植樹します。
公園等	1 児童遊園・街区公園又は運動公園については、敷地の 10 分の 3 以上を緑化します。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地の 10 分の 5 以上を緑化します。 3 緑地については、敷地面積の 10 分の 8 以上を緑化します。

4 伐採届

以下に掲げる樹木を伐採する場合は、事前に「伐採届」の提出が必要となります。

- ・地上 1.2mの高さにおける幹の周囲が 1.0m以上の樹木
- ・面積が100 ㎡以上の一群の樹林
- ・長さ 20m以上の生け垣

<代替植栽の基準>

樹 木 1本当たり

樹 林 10 ㎡当たり

生け垣 10m当たり

それぞれ中高木1本以上又は3㎡以上の植栽

3 民間緑化施設の表彰制度

概要

区では、安全で快適な生活環境や生きものにもやさしい自然との共生都市を実現するため、また緑化計画に対する区民や事業者の意識の高揚を図るため、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として表彰しています。

内 容

1 対象

原則として、表彰を行う年度の前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、 港区みどりを守る条例施行規則第 11 条の緑化基準を満たしているもの

2 選定

受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区 民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定 基準を基に決定します。

- (1)周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- (2)維持管理が適切に行われていること。
- (3) 自然環境の保護と再生に努めていること。

- (4) 建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
- (5) 既存樹木を活用していること。
- (6) あらゆる生きものが、相互に関わり合いながら生きられる生物多様性に配慮した植栽計画となっていること。
- (7) 在来植物を取り入れていること。
- (8) 地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献度及びみどりの公開性が高いこと。
- (9) 先進的又は総合的にレベルの高い緑化技術を取り入れ、新しい緑の創出に 創意工夫がなされていること。
- ※表彰の件数は、5点を上限として、毎年度の選定審査会で決定しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則 港区屋上等緑化助成要綱

みどりの育成事業実績

(単位:件)

しりの日成事未入順				(+	立・ 1丁/
年度 種別	元	2	3	4	5
屋上等緑化助成	2	2	2	0	2
公共・民間施設緑化指導	122	112	99	111	101
伐採届	32	21	19	22	13
港区みどりの街づくり賞表彰件数	5	2	3	5	4

各総合支所まちづくり課 環境課

概要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページ等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、区民が行うみどりの普及・啓発活動への支援を行っています。

内 容

1 港区みどりの活動員制度

この制度は、港区みどりを守る条例第 20 条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度です。

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの 保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として活動を行います。 区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

2 植木市(令和3年3月終了)

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、春に有栖川宮記念公園で1回、 秋に芝公園で1回(区民まつり)の合計2回、延べ3日間開催しています。

会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するととも に草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及びみどりの相談 も行っています。

3 園芸講座(令和3年3月終了)

区民の方に緑に関する知識を深めていただき、緑化意識の向上や家庭での植物 栽培の参考としていただくため初心者を対象に講義と実技の講座を行っていま す。

根拠法令等

港区みどりを守る条例 港区みどりを守る条例施行規則

みどりの普及・啓発事業実績

年度 種別	元	2	3	4	5
みどりの活動員 認定数	4 団体	1 団体	1 団体	1 団体	0 団体
植木市	1回 延べ1日	1回 延べ1日	1	1	I
みどりの相談	14 件	11 件	ı	ı	ı
園芸講座	2講座 延べ10回	1講座 延べ1回	_	_	_

- ※ 令和元年度の植木市は、雨天のため2日中止となりました。
- ※ 植木市、みどりの相談、園芸講座は、令和3年3月終了。





■ 植木市の様子

緑化推進

(5) 自然環境の保全と再生

概 要

区民、事業者と協力して、樹林や湧水、水辺のある緑地などの自然環境を保全します。また、多様な生きものがすめるまちをめざして、ビオトープづくりや生物多様性の保全再生事業を推進し、自然環境の保全と再生を図ります。

内 容

1 ビオトープづくり

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間(ビオトープ)を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝公園	1か所	白金台どんぐり児童遊園	1か所
元麻布三丁目緑地	1か所	芝浦中央公園	2か所
亀塚公園	1か所	芝浦公園	1か所
高輪森の公園	1か所	杜の公園	1か所
高松くすのき公園	1か所	港南緑水公園	1か所

2 港区生物現況調査(第2次)

港区では、区内に生息する生物の現況を調査し、生きものと共生できるまちづくりを進めるため、平成20年4月から平成21年6月にかけて区内44か所で生物現況調査を行いました。

この調査では、専門調査員による調査のほか、「セミの抜け殻をしらべよう」、「どんぐりマップをつくろう!」、「タンポポの花をしらべよう」など、区民参加型調査(アンケート調査:4回、現地型調査:1回)を行い、2,217人から情報の提供がありました。

専門調査員による現地調査では、陸上植物 637 種、昆虫・クモ類 724 種、ほ乳類・は虫類・両生類を合わせた小動物が 15 種、鳥類 77 種、淡水と海水の魚類 78 種など動物、植物をあわせて「2,171 種類」の生きものが確認され、そのうち、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが「89 種類」、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの(外来種)が「212 種類」確認されました。

3 生物多様性推進事業

(1) みんなと生きもの調査隊

生物現況調査の結果を掲載した小学生用副読本「Let's meet 夏の虫」を 活用し、区立小学校の3・4年生を対象に、アンケート方式で生きもの調査 「みんなと生きもの調査隊」を行っています。平成 22 年度から毎年継続し て実施しており、令和5年度には1,088人の児童から4,768件の回答が寄せ られました。

(2) 生きもの観察会

区民を対象に、身近な公園等で生きものについて学ぶ「生きもの観察会」 を開催しています。令和5年度は、国立科学博物館附属自然教育園において、 "秋の生きもの探し"を開催し、植物や昆虫の他、港区のめざす自然環境の シンボルとしているカワセミを観察しました。

(3) 学校プールのヤゴ救出観察会

小学校の屋外プールに生息しているヤゴを、プール清掃で流されてしまう 前に救出してトンボに羽化するまでを観察する「学校プールのヤゴ救出観察 会」を、御成門・芝・東町小学校の3校で実施し、ギンヤンマやアカトンボ 類など総計約 532 匹のヤゴを救出しました。

(4) 学校ビオトープづくり支援

小学校・保育園等の教育機関のビオトープの維持管理や整備に対して、専 門家を派遣し指導・アドバイスを行う「学校ビオトープづくり支援」におい て、ビオトープに関する指導助言は4施設4回、園児・児童向け観察会は2 施設3回、指導者向け勉強会は2施設2回、合計8施設9回実施しました。

(5)有栖川宮記念公園における生物調査

令和5年度は有栖川宮記念公園での池の生物調査を実施し、区民等ボラン ティアの協力を得て 11 種 3,790 個体の生きものを採取、分類しました。生 物調査では、当日採取された生きものを展示する「ミニ水族館」を同時に開 催し、専門家の解説を交えて外来種問題への周知啓発を行いました。





■ 有栖川宮記念公園での池の生物調査 ■ 学校プールのヤゴ救出観察会(芝小学校)

環境課

(6) 港区みどりの実態調査

概 要

区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、おおむね5年ごとに、区内の樹木や緑地等の緑と、湧水等の自然の水の実態を調査し、緑と水の現状と経年変化を公表しています。

令和3年度に実施した第10次調査では、航空写真の撮影と現地調査を行い、緑被率調査や湧水・地下水調査等を行いました。

この調査は、土地利用や地域別の緑と水の現況と経年変化を把握し、区が進めてきた都市緑化やみどりの保全と再生の取組の効果を解析し、今後の緑化行政の方向を定めるための重要な資料になるものです。

内 容

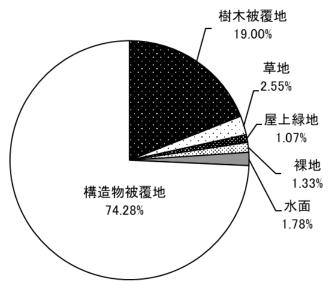
1 区全体の緑被地等の状況

港区の緑被率は22.62%です。港区全域の5分の1以上(面積では469.59ha)が緑で覆われています。緑被率とは、緑被地が区域面積に占める割合をいい、緑の豊かさを表す一つの指標です。また、緑被地とは樹木や草地で覆われた土地と屋上緑地の面積を指します。

緑被率は前回調査の平成28年度から、0.84ポイント増加しました。

		項目	面積(ha)	比率(%)	
才	オープンスペース		534.03	25.72	
	糸	录被地	469.59	22.62	
		樹木被覆地	394.40	19.00	
	草地		53.03	2.55	
		屋上緑地	22.16	1.07	
	衫	果地	27.58	1.33	
	フ	k面	36.87	1.78	
椲	構造物被覆地		1,541.96	74.28	
調	杳	区域面積	2,075.99	100.00	

- ※ 小数第3位で四捨五入しているため集計値 が合わない場合があります。
- ※ 調査区域面積は、東京都都市計画基本図データの行政界図形面積とするため、区公表面積と異なります。



2 みどりに関するデータ

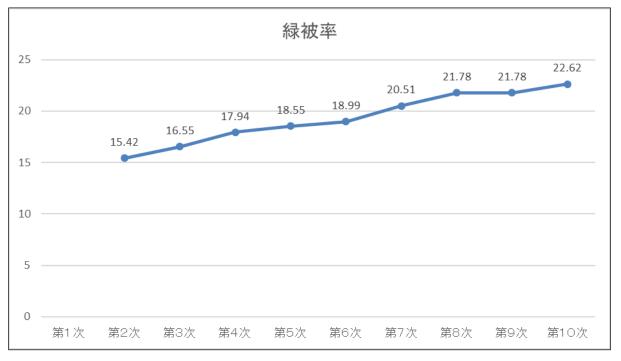
港区みどりの実態調査(第10次)調査結果(令和3年度実施)

緑被率	22.62%(面積 469.59ha)				
みどり率 (※)	26.08%(面積 541.40ha)				
自然湧水地	17 か所				
屋上緑地	3,424 か所 221,579.6 ㎡				
壁面緑化(緑化面積 20 ㎡以上)	164か所 11,242 ㎡				
街路樹	12,315本 (区道 5,389本、都道 5,359本、 国道 1,567本)				
公園緑地	166か所 1,062,440.54 ㎡				

[※] みどり率とは、樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合を指します。

調査年度	第1次 S48年	第2次 S54年					第7次 H18年			第10次 R3年
緑被率 (%)	_	15.42	16.55	17.94	18.55	18.99	20.51	21.78	21.78	22.62

港区の緑被率の推移



根拠法令等

港区みどりを守る条例

ハクビシン等対策

概 要

ハクビシン及びアライグマ(以下「ハクビシン等」といいます。)の家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意し、ハクビシン等の捕獲等の対策を実施します。

内 容

家屋の所有者等から、ハクビシン等の家屋内侵入等の被害に関する相談を区が 受けた場合、専門業者が現場調査を行ったうえで、捕獲用の箱わなを設置し、ハ クビシン等を捕獲・処分します。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 第13次東京都鳥獣保護管理事業計画 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画 港区ハクビシン等対策事業実施要綱

事業開始時期

平成 31 年 4 月

事業の実施状況

項目	地区 年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
	元	5	5	8	24	1	43
TH 1H →H **	2	2	18	6	33	0	59
現場調査 (単位:件)	3	2 5 9 13	1	30			
(単1)・件/	4	3	9	6	14	0	32
	5	3	11	5	14	0	33

	項目	地区年度	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦 港南	合計
ハクビシン	箱わな設置 (単位:件)	元	5	4	8	20	0	37
		2	2	14	6	27	0	49
		3	1	1	9	11	1	23
		4	2	5	6	11	0	24
		5	2	7	3	9	0	21
	箱わなによる捕獲・処分 (単位:頭)	元	1	1	1	5	0	8
		2	0	5	2	8	0	15
		3	0	0	1	2	0	3
		4	1	0	1	5	0	7
		5	2	0	1	2	0	5
	回収による処分 (単位:頭)	元	2	0	1	0	1	4
		2	0	1	0	0	0	1
		3	0	0	1	1	0	2
		4	1	1	0	0	0	2
		5	3	0	1	2	0	6
		元	0	0	0	0	0	0
	答わわ 乳果	2	0	1	0	2	0	3
	箱わな設置 (単位:件)	3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0
ア	箱わなによる捕獲・処分 (単位:頭)	元	0	0	0	0	0	0
ラ		2	0	0	0	1	0	1
イグマ		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0
	回収による処分 (単位:頭)	元	0	0	0	2	0	2
		2	0	0	0	0	0	0
		3	0	0	0	0	0	0
		4	0	0	0	0	0	0
		5	0	0	0	0	0	0